

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機固定子冷却系イオン交換器出口圧力指示計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	GⅢ	
2	1号機	主低圧タービン（A）軸受の浸透探傷検査において、第3軸受メタル（上半）に指示模様が認められたため、当該軸受を修理	GⅢ	
3	1号機	循環水ポンプ（A、B）の点検において、羽根車に浸食が認められたため、対応検討	GⅢ	
4	1号機	循環水ポンプ（A、B）の点検において、ポンプシャフトのライニングに一部剥離が認められたため、対応検討	GⅢ	
5	2号機	タービン油清浄装置用フィルタ入口弁のグランド部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
6	2号機	主復水器電解鉄イオン注入装置（A）の配管に詰まり傾向が認められたため、当該配管を点検・清掃	対象外	
7	2号機	主復水器電解鉄イオン注入装置（B）の配管に詰まり傾向が認められたため、当該配管を点検・清掃	対象外	
8	2号機	主復水器電解鉄イオン注入装置（C）の配管に詰まり傾向が認められたため、当該配管を点検・清掃	対象外	
9	2号機	廃棄物処理系廃液ろ過器用ろ過材プリコートポンプの出口圧力指示計に指示値不良が認められたため、当該計器を点検・修理	GⅢ	
10	3号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥機（C）用圧縮機が冷却運転中に「過負荷」により自動停止したため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
11	3号機	中央制御室換気空調系空調機のドレン配管に保温材の一部剥離が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
12	5号機	スチームドレン処理建屋の西側の屋外雨水排水用の側溝に詰まりが認められたため、当該側溝を点検・清掃	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（B）用加熱蒸気供給流量変換器の高圧側検出配管継手部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
14	6号機	保安検査官による定例パトロールにおいて、タービン建屋2階の「工所用機材仮置表示札」の期限が切れているとの指摘を受けたため、当該表示札を更新及び対応検討（保安検査官気付き事項）	G II	
15	6号機	保安検査官による定例パトロールにおいて、タービン建屋2階の5、6号機タービン建屋間連絡台車レール収納物品箱に「常設物品表示札」が標示されていないとの指摘を受けたため、対応検討（保安検査官気付き事項）	G II	
16	6号機	保安検査官による定例パトロールにおいて、タービン建屋の真空掃除機収納庫に「常設物品表示札」が標示されていないとの指摘を受けたため、対応検討（保安検査官気付き事項）	G II	
17	6号機	タービン補機冷却系ポンプ（B）の油切りの取付状態に緩みが認められたため、当該油切りの取付状態を修理	G III	
18	6号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（B）用送風機（A）のファンベルトに弛みが認められたため、当該ベルトの張りを調整	G III	
19	6号機	屋外海側のページング装置1台に拡声不良が認められたため、当該装置を点検・修理	G III	
20	6号機	気体廃棄物処理建屋換気空調系冷凍機（CH6-3）に起動不良が認められたため、当該冷凍機を点検・修理	G III	
21	6号機	原子炉建屋地下1階床のドレンファンネル（4箇所）の排水配管に詰まりが認められたため、点検・清掃	G III	
22	集中環境施設	補助ボイラ（C）の点検において、節炭器と煙道間の伸縮継手部に腐食箇所5箇所（そのうち1箇所に貫通孔）が認められたため、当該部を修理	G III	
23	集中環境施設	固化設備ドラム缶搬出天井クレーンに巻上げ停止位置不良が認められたため、当該クレーンを点検・修理	G III	
24	その他	キャスク保管建屋にて保管中の中型乾式キャスクの一次蓋と二次蓋間の圧力指示値（2系統のうち、1系統）に指示値不良が認められたため、当該圧力測定回路を点検・修理	G III	
25	その他	発電所周辺放射線監視用データ収集・処理装置（環境ミニコン）が「データ処理装置」の不具合により停止したため、原因を調査	G II	